

総合評価方式に関する安全衛生活動等実績証明要領

建設業労働災害防止協会栃木県支部

1. 安全衛生活動等実績の証明を受けようとする事業者(以下、申請者という)は、「安全衛生活動等実績証明願書」(以下、実績証明願書という)に、栃木県支部又は分会が前年度に実施した安全衛生活動への参加実績について記載し、(記入例をご参照下さい) ※「建災防加入証明書発行願」と併せて所属分会に提出します。

また、「安全衛生活動分類表」における修了証のある場合は、写しを添付して下さい。証明を受ける年度で下記の6の②に該当する場合は、「安全衛生活動等実績証明願書に伴う事故報告書」を併せて提出します。

2. 申請者は、所属分会において「実績証明願書」の実施された安全衛生活動等の記載内容の確認を受け、分会長の押印後の「実績証明願書」、※「建災防加入証明書発行願」及び「安全衛生活動等実績証明願書に伴う事故報告書」(6の②に該当する場合)を支部へ提出します。

3. 提出された「実績証明願書」の実施事項について相違のない場合は、「安全衛生活動等実績証明書」(以下、実績証明書という)と「建災防加入証明書」が発行されますので、申請者は、発行された「実績証明書」と「建災防加入証明書」を発注者に提出して下さい。

発行手数料につきましては、「実績証明書」500円、「建災防加入証明書」500円となります。なお、証明書の有効期限は、発行の日から3ヶ月以内です。

4. 2回以降の当該年度における「実績証明書」を受ける申請者は、栃木県支部又は所属分会のいずれかに「実績証明願書(再発行)」、「建災防加入証明書発行願」を提出して下さい。発行手数料につきましては上記3のとおりです。

5. 安全衛生活動項目の範囲は、別添の「総合評価方式の安全衛生活動分類表」の区分に応じ、次のとおりです。なお、安全衛生活動実績は、前年度が対象年度となります。

- | | |
|------------------|--|
| 【区分2】 安全衛生パトロール | パトロールに参加した事業所、パトロール現場を提供した事業所を含む |
| 【区分3】 安全衛生関係法令講習 | 栃木県支部又は分会が実施した関係法令改正・関係規則に関する講習及び通達で示す危険・有害業務等に関する講習等で、 <u>資格取得等に関する技能講習、特別教育等は含まない。</u> |
| 【区分4】 労働災害防止講習 | 作業主任者等能力向上教育、安全衛生マネジメントシステム構築研修、委託事業で行う各種講習等 |

6. 「実績証明書」の発行は「実績証明願書」の実績に基づき、次のとおり実績証明基準を定めています。

① 栃木県支部に加入しており、安全衛生活動状況が2項目以上該当した場合、実績「有」となります。

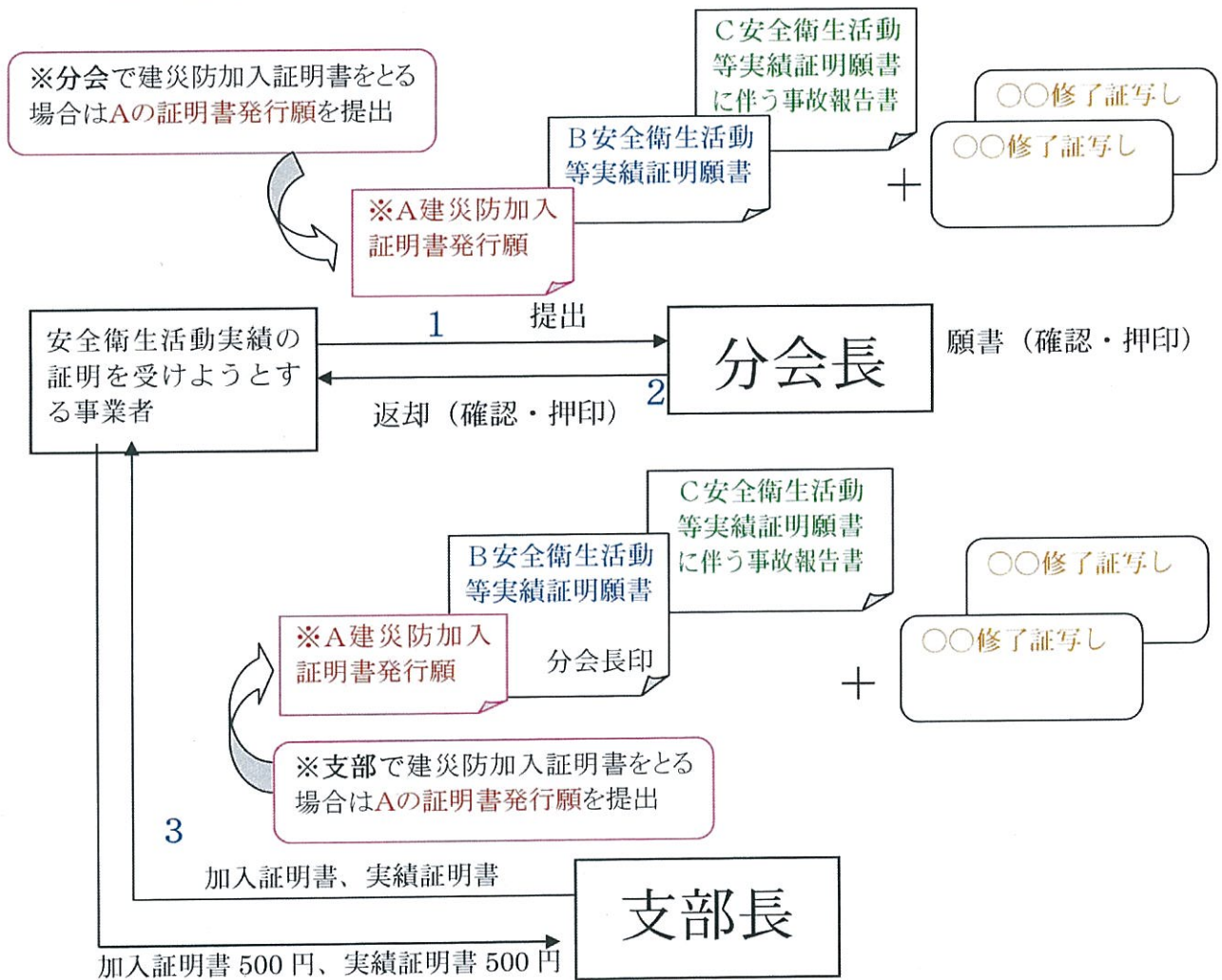
② 前年中に死亡災害又は3人以上の重大災害等を発生した場合は、1項目分減点とします。

なお、事故報告を怠った場合、虚偽の申請として「実績証明書」は無効となります。

注) ※「建災防加入証明書」は支部・分会で従来どおり発行いたしますので、「建災防加入証明書発行願」を提出して下さい。

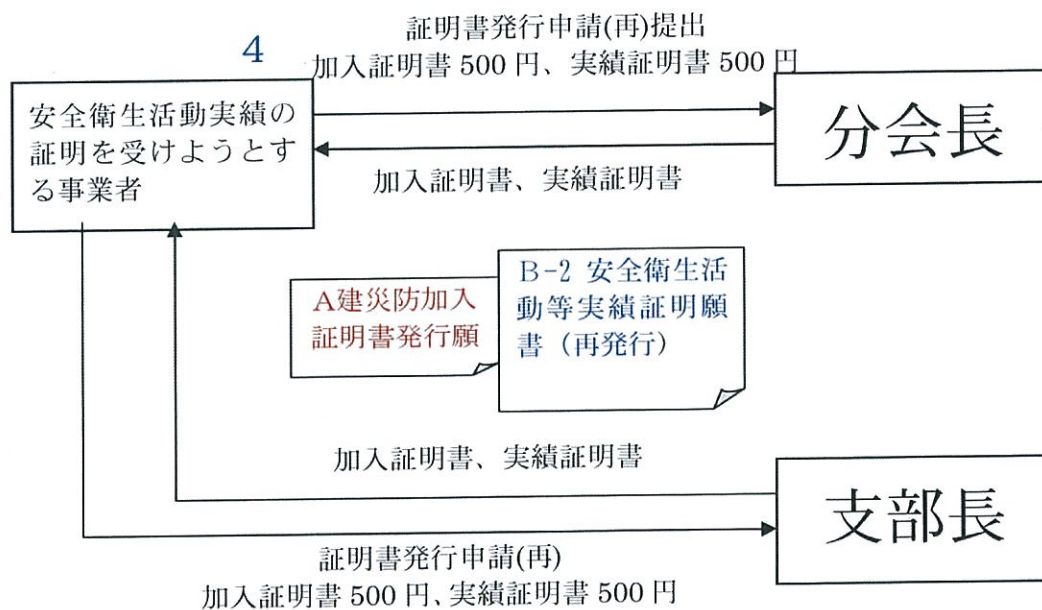
総合評価方式に関する安全衛生活動等実績証明実施フロー図

* 初回申請時



* 当該年度2回目以降

【 支部・分会いずれも申請・証明可 】



安全衛生活動分類表

1. 安全衛生活動実績証明願書の記入につきましては、**前年度**の活動実績が対象となります。
2. 就業制限業務、特別教育等の資格取得関係は対象外となります。

区分	分 類	活 動 項 目
1	支部・分会 安全衛生セミナー	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部・分会 安全衛生セミナー ○ 経営首脳者セミナー <p>(例) * 建災防会員としての安全衛生研修 等</p>
2	安全衛生パトロール	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支部安全衛生パトロール参加 ○ 分会安全衛生パトロール参加
3	安全衛生法令講習 (資格取得等に関する 技能講習、特別教育 等は含まない)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全衛生関係法令講習 ○ 安衛規則の一部改正に伴う関係講習 (ガイドライン等含む) <p>(例) * 施工管理者等の足場の点検実務者 * 振動障害予防対策指針の改正 (日振動ばく露量A (8) の管理)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その他 (通達で示す危険・有害業務等に関する講習等) <p>(例) * 危険又は有害業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に関する指針 (車両系建設機械・ローラー・玉掛け等従事者)</p>
4	労働災害防止講習 (資格取得等に関する 技能講習、特別教育 等は含まない)	<p>1 能力向上教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全又は衛生管理者能力向上教育 ○ 足場の組立て等作業主任者能力向上教育 ○ 安全衛生推進者能力向上教育 (初任時) ○ 木建組立て等作業主任者能力向上教育 <p>2 「安全衛生教育の推進について」(通達)に基づく教育 (概ね5年ごとに行う能力向上教育等を言う。)</p> <p>(例) * ①就業制限業務従事者 ②特別教育危険有害業務従事者 ③職長等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現場管理者のための統括管理講習 ○ 元方安全衛生管理者講習 ○ 職長能力向上教育 ○ 危険再認識教育 (10年) ○ その他 (通達等含む) <p>3 委託事業で行う「経営者セミナー」、「現場所長講習」等各種講習</p> <p>4 その他 労働災害防止関係講習及び教育</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 安全衛生責任者教育 (職長・安責教育は含まない) ○ 安全衛生管理組織・安全衛生管理規程講習 ○ 有機溶剤等取扱業務 ○ 木造建築物解体時作業指揮者安全教育 ○ 交通労働災害防止担当管理者教育 ○ 丸のこ等取扱い作業従事者教育 ○ 振動工具取扱い作業従事者教育 ○ 建設業等における熱中症予防指導員研修 ○ 職場のメンタルヘルス対策研修会 ○ 上記に準ずる講習・教育等であって、建災防で認めたもの。 <p>(例) * 安全指導者指導力向上教育 等</p>
5	リスクアセスメント教育	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労働安全衛生マネジメントシステム構築講習 ○ 「総合工事業者」・「現場担当者」のためのリスクアセスメント教育 ○ 職長のためのリスクアセスメント教育
6	建設従事者安全衛生講習	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育

※ 上記項目については 23.11.14 現在のものです。